

○農林水産省告示第六百三十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十八条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める基準を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）附則第十八条の農林水産大臣が定める基準は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等という。以下同じ。）ごとに、最近年次における当該組合等の区域（法第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域）内に住所を有する者が飼養する牛、馬及び種豚（法第九十八条第一項第二号の基準に適合するものに限る。）の頭数を、別表の上欄に掲げる包括共済家畜区分（規則第一百条第二項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頭数で除して得た数の合計が、一・〇未満であることとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

包括共済家畜区分	頭数
乳用牛	三百頭
肉用牛	七百頭
一般馬	五百頭
種豚	四百頭